

朝倉市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法第234条第3項、同法施行令第167条の10第1項に基づき、当該契約の内容に適合した履行及び公正な取引秩序の確保等を目的として、競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を調査のうえ、落札者としなないことができる制度(以下「低入札価格調査制度」という。)に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この制度の対象となる契約は、特に必要がある場合に、朝倉市請負業者等指名委員会において選定する。

(調査基準価格の算定)

第3条 競争入札において、最低の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる等の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)の算定は次のとおりとする。

(1) 予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額を低入札調査基準比較価格とし、その額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額を低入札調査基準価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の75を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 特に必要があると認める場合には、前号の算定方法にかかわらず、適宜の割合を予定価格に乘じて得た価格とする。

(調査基準価格の設定)

第4条 対象工事等に係る請負契約等を競争入札に付そうとする場合において、調査基準価格を設定するときは決裁を受けるものとする。

(調査基準価格調書の作成)

第5条 調査基準価格を設定したときは、「予定価格調書」の下段に「低入札調査基準価格調書」(様式1)を作成する。

(競争入札参加者への周知)

第6条 調査基準価格を設定したときは、一般競争入札にあつては入札説明書に、指名競争入札にあつては「指名通知書」(様式2)にその旨を明記する。なお、調査基準価格を事前公表する場合は、「指名通知書」にその金額を明記する。また、入札担当者は、入札執行の際に次のことを説明する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用する契約であること。
- (2) 調査基準価格未満の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格未満の入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力すること。これに協力しない場合は落札者とならないこと。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、調査基準価格未満の入札があつた場合は、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨告げて、入札を終了する。

(調査の実施)

第8条 入札担当課長は、調査基準価格未満の入札を行った者すべてから工事内訳明細書その他必要な書類等の提出を求める。

- 2 入札担当課長等は、調査基準価格未満の入札を行った者のうち最低価格入札者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか等について事情聴取等の調査を行うものとする。
- 3 第1項の書類を提出しない者及び前項の調査に協力しない者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとみなす。
- 4 第2項の調査対象者が同額で複数の場合には、抽選により調査順位を決定する。

(調査結果の決定)

第9条 入札担当課長は、前条による調査の結果を「低入札価格調査結果表」(様式3)により決裁権者に報告し、その承認を得て決定する。

(落札者の決定等)

第10条 最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると決定したときは、「落札者決定通知書」(様式4)により、当該入札者及び他の入札者全員に対して通知する。

- 2 最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると決定したときは、当該入札者にその旨通知するとともに、次に定める方法で手続きを進める。

- (1) 他に調査基準価格未満の入札者がいる場合
前条の規定により不相当とされた者を除く調査基準価格未満の入札者のうち、最低の価格で入札した者に対し、第8条第2項以降の規定による手続きを行う。
- (2) 他に調査基準価格未満の入札者がいない場合
前条の規定により不相当とされた者を除く入札者で、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(補則)

第11条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係各課と協議し別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成20年6月23日改正)

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月24日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月19日改正)

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月12日改正)

(施行期日)

1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の朝倉市建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に朝倉市請負業者指名委員会に付議された事項について適用し、同日前に付議された事項については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年4月1日改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日改正）

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。